

令和5年度(2023年度) 国民健康保険国庫支出金等事務研修会

保険基盤安定負担金

北海道保健福祉部健康安全局国保医療課

○保険基盤安定負担金について

1. 概要

国民健康保険は、構造的に保険料（税）負担能力の低い低所得者層の加入割合が高く、他の被保険者の保険料（税）負担が相対的に重いものとなっている。そこで、低所得者層に対する保険料（税）軽減相当額について、公費で補填する制度として保険基盤安定制度が創設されました。

この制度は、市町村が行う国民健康保険の被保険者の保険料（税）負担の緩和のため、保険料（税）の軽減相当額を基準として政令に基づき算定する金額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れることとされており、その繰入額の一部を公費で補填しています。

また、平成 15 年度からは、保険料（税）軽減の対象となった一般被保険者数に応じ、平均保険料（税）の一定割合を公費で補填することで、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援制度が創設され、平成 27 年度以降恒久化されたほか、市町村国保への更なる財政支援を行うため、以下のとおり算定方法が改正されました。

<保険者支援分の算定方法の改正点>

① 支援率（7・5・2割軽減分のみ記載）

7割軽減…（改正前）100分の12→（H27以降）100分の15

5割軽減…（改正前）100分の6→（H27以降）100分の14

2割軽減…（新設）100分の13

② 「一人当たり」の数値を算出するために使用する被保険者数

（改正前）前年度の平均被保険者数→（改正後）当該年度の賦課期日における被保険者数

③ 算定基準に使用する保険料（税）に係る金額

前年度の一般被保険者に係る保険料（税）収納額（※1）

→当年度の一般被保険者に係る保険料（税）算定額（※2）

※1 収納額＝算定額（※2）－法定軽減額－未納額

※2 【一般被保険者に係る保険料（税）算定額】

【全被保険者分】

賦課限度超過額控除前

及び軽減前

均等割額

+ 平等割額

+ 所得割額

+ 資産割額

－ 賦課限度超過額

【退職被保険者分】

賦課限度超過額控除前

及び軽減前

均等割額

+ 平等割額

+ 所得割額

+ 資産割額

－ 賦課限度超過額

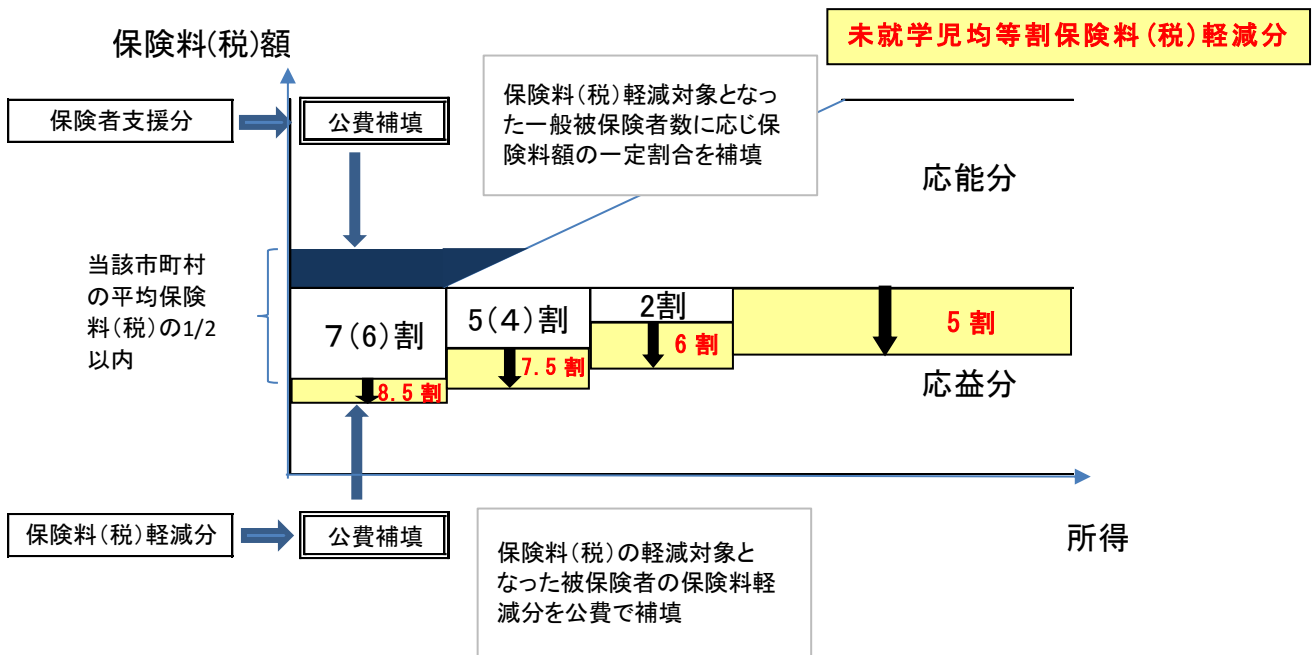
○未就学児均等割保険料負担金について

低所得者世帯に対する軽減と異なり、賦課期日以降の未就学児増減の状況も繰入金の算定上加味するため、個々の対象者について現に減額した額を管理していただき、その合計額（10月31日までに明らかになった者に係る額に限る。）が繰入額となります。

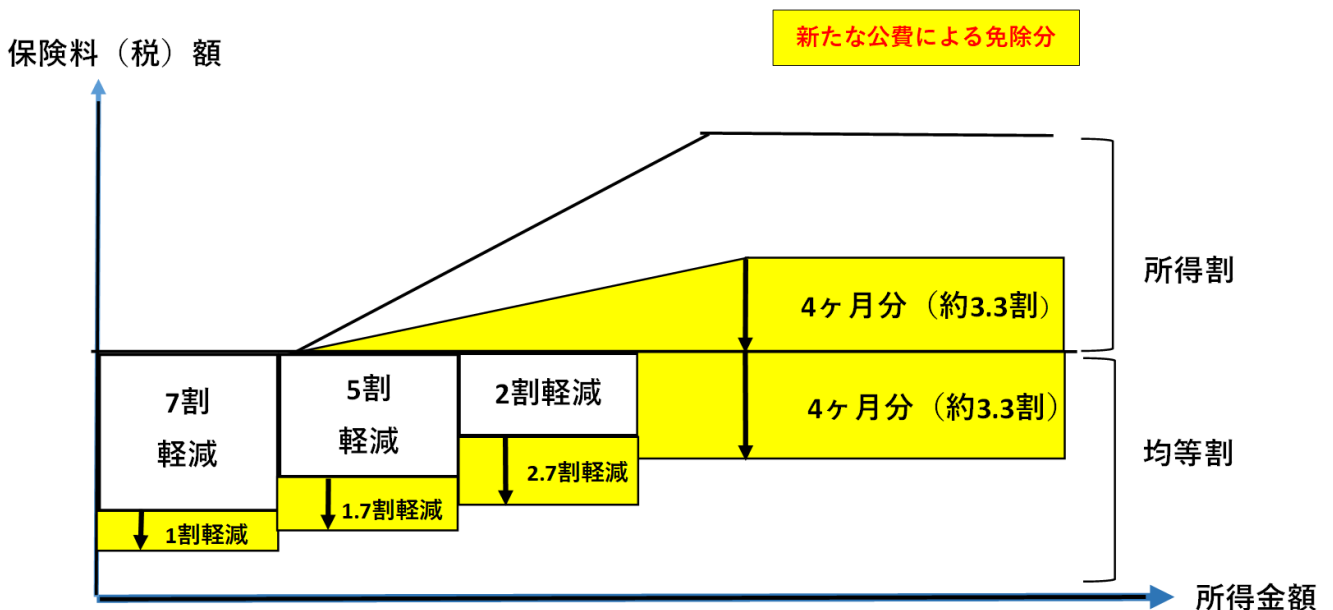
○産前産後の保険料免除について

令和5年度より（令和6年1月施行予定）子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援などの観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除することとなっています。

○ 保険基盤安定負担金・未就学児均等割保険料負担金の概念図



○ 産前産後保険料の免除の概念図



2. 繰入額に対する負担割合

保険者支援分	:	国	1 / 2	北海道	1 / 4	市町村	1 / 4
保険料軽減分	:			北海道	3 / 4	市町村	1 / 4
未就学児均等割保険料負担金分	:	国	1 / 2	北海道	1 / 4	市町村	1 / 4
産前産後保険料の免除	:	国	1 / 2	北海道	1 / 4	市町村	1 / 4

3. 国庫負担等の対象となる繰入額

下記の(1)、(2)を基準に政令に基づき算定した額＝**保険基盤安定負担金**

下記の(3)を基準に政令に基づき算定した額＝**未就学児均等割保険料負担金**

(1) 保険者支援分

当年度一人当たり平均保険料(税)算定額に軽減世帯に属する一般被保険者数を乗じた額

(2) 保険料軽減分(低所得者分)

基準となる保険料(税)の軽減相当額(保険者が定める低所得者に対する7(6)割、5(4)割、2割軽減に要する額)

(3) 未就学児均等割保険料軽減分

未就学児の均等割保険料(税)額(保険者が定める低所得者に対する7(6)割、5(4)割、2割軽減がある場合は軽減後の額)×5/10

4. 算定方法

(1) 保険者支援分

当年度一人当たり平均 保険料(税)算定額	×	軽減世帯に属する 一般被保険者数	×	一定割合	$\left\{ \begin{array}{ll} 7(6) \text{ 割軽減} & 15\% \\ 5(4) \text{ 割軽減} & 14\% \\ 2 \text{ 割軽減} & 13\% \end{array} \right.$
-------------------------	---	---------------------	---	------	--

(2) 保険料軽減分

国民健康保険法施行令第29条の7第5項若しくは地方税法第703条の5に基づき、低所得者に対して軽減する保険料(税)額

(3) 未就学児均等割保険料負担金分

基準となる保険料(税)の軽減相当額(保険者が定める低所得者に対する7割、5割、2割軽減に要する額)×5/10

※ 減額する額は、低所得者軽減と同様に、未就学児の均等割保険料(税)に10分の5を乗じた額に、1円未満の端数が生じた場合は、これを繰り上げた額とする。

※ 低所得者軽減と未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置の両方が適用となる場合は、それぞれの減額額の算出段階において、端数処理を行うこと。

5. 軽減額等の確定の時期

- ・保険者支援分・保険料軽減分…毎年度10月31日までに賦課期日現在において、軽減世帯であることが明らかとなった世帯に係る保険料(税)の軽減総額。
- ・未就学児均等割保険料負担金分…毎年度賦課期日から10月31日までに減額の対象であることが明らかになった未就学児の被保険者均等割額について、保険料(税)の軽減総額。なお、11月1日以降の増減は負担金算定上考慮しない。

※保険基盤安定負担金・未就学児均等割保険料負担金は一般会計に交付されますが、年度内に国保特別会計に繰り入れて運用することになります。

6. 保険基盤安定負担金の交付申請に用いる軽減対象者数等の把握

負担金申請に用いる軽減対象者数等については、国が示す繰入金額算出基礎表作成要領による他、道では、各市町村の軽減区分毎の軽減対象者数等の把握のため「低所得者軽減対象世帯数等調査票（以下「調査票」）」の作成をお願いしています（参考①調査票）。

この調査票は、賦課期日から本算定日までの引き続く軽減世帯数等を元に、資格の得喪や所得の更正等による賦課期日時点の軽減対象世帯数等の増減を整理し、最終的に賦課期日時点の軽減対象者数等を把握するものです。

なお、事務処理標準システム導入市町村は、システムより出力される算出基礎表（参考④）の数値を元に申請書を作成することができるため、調査票の提出を不要としております。

また、令和元年度から、事務処理標準システムと北海道クラウドを導入している市町村は、標準システム内のデータを自動連携することが可能となっております。

7. 調査票の記載についての主な留意事項

調査票の記載にあたっては参考②を参照願います。調査票と国様式（算出基礎表）との突合（参考③）は必ず行い、数値が一致するか確認の上、調査票の提出をお願いします。

また、退職被保険者等の欄は、「退職被保険者等分の世帯数の各欄は退職被保険者のみで構成されている世帯数を入力すること」とされており、混合世帯については、一般世帯として整理しますが、被保険者数についてはそれぞれ一般被保険者、退職被保険者に区分することになります。

軽減世帯数等には、賦課期日後4月中に資格を喪失した世帯等（月割課税の対象とならない場合）についても計上します。

8. 会計検査院から指摘のあった内容

均等割総額、平等割総額を年額で計算し、計算式が成り立つべきところ、以下数式が成立していないとの指摘がありましたので、必ず確認の上、申請をお願いします。

（正しい計算式）※詳細は参考⑤を参照

- ・ 均等割総額＝一般被保険者数 × 各市町村が定める均等割額
- ・ 平等割総額＝ 世帯数 × 各市町村が定める平等割額
- ・ 平等割額（軽減前）＝（平等割額（特定（継続）世帯以外）×世帯数）＋（平等割額（特定世帯）×世帯数）＋（「平等割額（特定継続世帯）×世帯数）
- ・ 各区分の世帯数の合計＝全被保分世帯数

世帯数、一般被保険者数、保険料（税）算定額等に係るデータについては、当該年度の10月31日までの間に把握した賦課期日（4月1日）現在の情報に基づくこととなっておりますが、不適正事案が見られたため、この点も留意いただきますようお願いいたします。

また、会計検査院から関係資料が保存されていないことについて注意を受けているので、申請年度ごとのデータ及び関係資料は確実に保存するようお願いします。

9. 保険基盤安定負担金の交付申請に用いる軽減前世帯数内訳の把握

上記項目8の数式「平等割額（軽減前）＝（平等割額（特定（継続）世帯以外）×世帯数）＋（平等割額（特定世帯）×世帯数）＋（「平等割額（特定継続世帯）×世帯数）」の確認を行うため、当負担金申請の際に、軽減前世帯数内訳報告書（参考⑥）の提出もお願いしております。

提出の際には、全被保分の世帯数と、軽減前世帯数の内訳の合計が一致することを必ず確認願います。

なお、回答いただく「軽減前のそれぞれの世帯数内訳」は、軽減対象外世帯も含むため、様式第2-1に記載されている軽減対象世帯数の内訳とは異なり、市町村で事務処理標準システムから抽出又はベンダーへ依頼等の作業を行っていただくこととなります。

○低所得者軽減対象世帯数等調査票（参考①）

道様式1										
令和5年度 基盤安定負担金 低所得者軽減対象世帯数等調査票										
(基礎賦課分・後期高齢者支援金等賦課分)										保険者番号
										保険者名
区 分	全被保険者分					退職被保険者分				
	世帯数及び 被保険者数 (総数)	低所得者軽減対象世帯数及び被保険者数				世帯数及び 被保険者数 (総数)	低所得者軽減対象世帯数及び被保険者数			
	A	7割軽減 (6割軽減)	5割軽減 (4割軽減)	2割軽減	軽減合計	F	7割軽減 (6割軽減)	5割軽減 (4割軽減)	2割軽減	軽減合計
	B	C	D	E		G	H	I	J	
I 確定賦課までに把握している状況										
① 4月1日から確定賦課まで引き続き世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日から確定賦課まで引き続き属する被保険者数					0人					0人
この世帯内に4月1日に属するが確定賦課までに資格を喪失した被保険者数					0人					0人
② 4月1日現在の世帯のうち確定賦課までに消失したもの					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に属する被保険者数					0人					0人
③ 小計(4月1日現在の世帯) ①+②	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
この世帯内に4月1日に属する被保険者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
II 確定賦課後10月31日までの間に把握した、所得の異動状況										
① ①のうち非自発的失業軽減に該当し4月1日以前に遡及して軽減区分を変更した世帯の増減					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に属する被保険者数の増減					0人					0人
② ①のうち所得の更正決定(増額)により4月1日以前に遡及して軽減区分を変更した世帯の増減					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に属する被保険者数の増減					0人					0人
③ ①のうち所得の更正決定(減額)により4月1日以前に遡及して軽減区分を変更した世帯の増減					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に属する被保険者数の増減					0人					0人
④ 小計 ①+②+③		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
この世帯内に4月1日に属する被保険者数の増減		0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人
III 確定賦課後10月31日までの間に把握した、被保険者の異動状況										
① ①の世帯内に、4月1日以前に遡及して属する被保険者となった者があり、軽減区分を変更した世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯に4月1日に遡及して属する被保険者となった者の数					0人					0人
② ①の世帯内に、4月1日以前に遡及して資格を消失した者があり、軽減区分を変更した世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯に4月1日に遡及して資格を消失した者の数					0人					0人
③ 小計 ①+②		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
この世帯に4月1日に遡及して異動があった被保険者数の増減	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
IV 確定賦課後10月31日までの間に把握した、世帯の異動状況										
① 4月1日以前に遡及して加入した世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に遡及して資格を取得した被保険者数					0人					0人
② 4月1日以前に遡及して喪失した世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯内で4月1日に遡及して資格を喪失した被保険者数					0人					0人
③ 小計 ①-②		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
この世帯に4月1日以前に遡及して異動があった被保険者数の増減	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
V 合計(10月31日時点で把握している状況)										
4月1日現在世帯	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
4月1日現在被保険者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
						一般被保険者分 (全被保険者分-退職被保険者等分)				
						(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
						0人	0人	0人	0人	0人

令和5年度 基盤安定負担金 低所得者軽減対象世帯数等調査票

(介護納付金賦課分)						保険者番号	0	保険者名	0	
区 分	全被保険者分(第2号被保険者)					退職被保険者分(第2号被保険者)				
	介護納付金 賦課世帯数 及び第2号 被保険者数 (総数)	低所得者軽減対象介護納付金賦課世帯数 及び第2号被保険者数				世帯数及び 被保険者数 (総数)	低所得者軽減対象介護納付金賦課世帯数 及び第2号被保険者数			
		7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減合計		7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減合計
		(6割軽減)	(4割軽減)				(6割軽減)	(4割軽減)		
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
I 確定賦課までに把握している状況										
① 4月1日から確定賦課まで引き続き介護納付金賦課世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日から確定賦課まで引き続き属する第2号被保険者数					0人					0人
この世帯内に4月1日に属するが確定賦課までに資格を喪失した第2号被保険者数					0人					0人
② 4月1日現在の介護納付金賦課世帯のうち確定賦課までに消失したもの					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に属する第2号被保険者数					0人					0人
③ 小計(4月1日現在の介護納付金賦課世帯) ①+②	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
この世帯内に4月1日に属する第2号被保険者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
II 確定賦課後10月31日までの間に把握した、所得の異動状況										
① ①のうち、非自営的失業軽減に該当し4月1日以前に遡及して軽減区分を変更した介護納付金賦課世帯の増減					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に属する第2号被保険者数の増減					0人					0人
② ①のうち所得の更正決定(増額)により4月1日以前に遡及して軽減区分を変更した介護納付金賦課世帯の増減					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に属する第2号被保険者数の増減					0人					0人
③ ①のうち所得の更正決定(減額)により4月1日以前に遡及して軽減区分を変更した介護納付金賦課世帯の増減					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に属する第2号被保険者数の増減					0人					0人
④ 小計 ①+②+③		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
この世帯内に4月1日に属する第2号被保険者数の増減		0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人
III 確定賦課後10月31日までの間に把握した、被保険者の異動状況										
① ①の世帯内に、4月1日以前に遡及して属する被保険者となった者があり、軽減区分を変更した介護納付金賦課世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯に4月1日に遡及して属する第2号被保険者となった者の数					0人					0人
② ①の世帯内に、4月1日以前に遡及して資格を喪失した者があり、軽減区分を変更した介護納付金賦課世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯に4月1日に遡及して資格を喪失した第2号被保険者の数					0人					0人
③ 小計 ①+②		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)		(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
この世帯に4月1日に遡及して異動があった第2号被保険者数の増減		0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人
IV 確定賦課後10月31日までの間に把握した、介護納付金賦課世帯の異動状況										
① 4月1日以前に遡及して加入した介護納付金賦課世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯内に4月1日に遡及して資格を取得した第2号被保険者数					0人					0人
② 4月1日以前に遡及して喪失した介護納付金賦課世帯					(世帯)					(世帯)
この世帯内で4月1日に遡及して資格を喪失した第2号被保険者数					0人					0人
③ 小計 ①-②	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
この世帯に4月1日以前に遡及して異動があった第2号被保険者数の増減	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
V 合計(10月31日時点で把握している状況)										
4月1日現在介護納付金賦課世帯	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
4月1日現在第2号被保険者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
						一般被保険者分(全被保険者分-退職被保険者等分)				
						(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
						0人	0人	0人	0人	0人

○ 低所得者軽減対象世帯数等調査票の記載方法（参考②）

I 確定賦課までに把握している状況			総数	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減合計
4/1	確定		A	D	E	F	G
主	被保険者	① 4月1日から確定賦課まで引き続く世帯 この世帯内に4月1日	(1世帯)	(1世帯)	(1世帯)		(1世帯)
員	被保険者	から確定賦課まで引き この世帯内に4月1日 に属するが確定賦課ま	2人		2人		2人
		2人分の所得→5割軽減基準満たすとする。					0人
<p>・この間に、4月1日に遡及して所得の変更(更正決定のほか非自発的失業軽減による変更も含む)があった場合は、変更後の額で区分判定する。</p> <p>・この間に、4月2日以後に遡及して非自発的失業軽減があった場合は、区分の再判定は行わないため影響を及ぼさない。</p>							
主	被保険者	① 4月1日から確定賦課まで引き続く世帯 この世帯内に4月1日	(1世帯)	(1世帯)			(1世帯)
員	被保険者	から確定賦課まで引き この世帯内に4月1日 に属するが確定賦課ま	1人	1人			1人
		2人分の所得→7割軽減基準満たすとする。	1人	1人			1人
主	被保険者	② 4月1日現在の世帯のうち確定賦課まで この世帯内に4月1日 に属する被保険者数	(1世帯)	(1世帯)			(1世帯)
員	被保険者		2人	2人			2人
		2人分の所得→7割軽減基準満たすとする。					
		③ 小計(4月1日現在の世帯) ①+② この世帯内に4月1日 に属する被保険者数	(3世帯)	(2世帯)	(1世帯)		(3世帯)
			6人	4人	2人		6人
II 確定賦課後10月31日までの間に把握した、所得の異動状況			総数	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減合計
4/1	確定		A	D	E	F	G
主	被保険者	① 4月1日から確定賦課まで引き続く世帯 この世帯内に4月1日	(1世帯)		(1世帯)		(1世帯)
員	被保険者(非自発的失業)	から確定賦課まで引き この世帯内に4月1日 に属するが確定賦課ま	2人		2人		2人
		確定賦課時点では5割軽減だったが、 10月31日までの間に7割軽減となることが判明					0人
		① I ③のうち非自発的失業軽減に該当し4 この世帯内に4月1日 に属する被保険者数の		(1世帯)	-(1世帯)		(世帯)
				2人	-2人		0人
主	被保険者	① 4月1日から確定賦課まで引き続く世帯 この世帯内に4月1日	(1世帯)			(1世帯)	(1世帯)
員	被保険者	から確定賦課まで引き この世帯内に4月1日 に属するが確定賦課ま	1人			1人	1人
		確定賦課時点では2割軽減だったが、 10月31日までの間に軽減対象外となることが判明	1人			1人	1人
		② I ③のうち所得の更正決定(増額)により この世帯内に4月1日 に属する被保険者数の				-(1世帯)	-(1世帯)
						-2人	-2人
		④ 小計 ①+②+③ この世帯内に4月1日 に属する被保険者数の		(1世帯)	-(1世帯)	-(1世帯)	-(1世帯)
				2人	-2人	-2人	-2人
III 確定賦課後10月31日までの間に把握した、被保険者の異動状況			総数	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減合計
4/1	確定		A	D	E	F	G
○当初							
主	被保険者	① 4月1日から確定賦課まで引き続く世帯 この世帯内に4月1日	(1世帯)		(1世帯)		(1世帯)
		1人分の所得→5割軽減基準満たすとする。	1人		1人		1人
		① I ③の世帯内に、 4月1日以前に遡及し、 この世帯内に4月1日 に遡及して属する被保険			-(1世帯)	(1世帯)	(世帯)
○10月31日までの間に、世帯員がいたことが判明			1人		-1人	2人	1人
員	被保険者	2人分の所得→2割軽減基準満たすとする。					
IV 確定賦課後10月31日までの間に把握した、世帯の異動状況			総数	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減合計
4/1	確定		A	D	E	F	G
○当初							
主	被保険者	① 4月1日から確定賦課まで引き続く世帯 この世帯内に4月1日	(1世帯)	(1世帯)			(1世帯)
員	被保険者	から確定賦課まで引き この世帯内に4月1日 に属するが確定賦課ま	1人	1人			1人
		2人分の所得→7割軽減基準満たすとする。	1人	1人			1人
		② 4月1日以前に遡及して喪失した世帯 この世帯内で4月1日 に遡及して資格を喪失	(1世帯)	(1世帯)			(1世帯)
○10月31日までの間に、4月1日以前喪失が判明			2人	2人			2人

○低所得者軽減対象世帯数等調査と申請様式（算出基礎表）との突合（参考③）

【道様式】低所得者軽減対象世帯数等調査票（医療・後期分） 合計欄 抜粋

基盤安定負担金 低所得者軽減対象世帯数等調査票

（基礎賦課分・後期高齢者支援金等賦課分）

区 分	全被保険者分					退職被保険者分				
	世帯数及び 被保険者数 (総数)	低所得者軽減対象世帯数及び被保険者数				世帯数及び 被保険者数 (総数)	低所得者軽減対象世帯数及び被保険者数			
		7割軽減 (6割軽減)	5割軽減 (4割軽減)	2割軽減	軽減合計		7割軽減 (6割軽減)	5割軽減 (4割軽減)	2割軽減	軽減合計
		A	B	C	D		E	F	G	H
V 合計(10月20日時点で把握している状況)										
4月1日現在世帯	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
4月1日現在被保険者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【国様式】様式第2-1号 基盤安定負担金繰入金額算出基礎表（医療分）抜粋

被保険者の別	世帯数	被保険者数	賦課期日における世帯数及び被保険者数								
			左のうち保険料(税)軽減対象者数								
			世帯数				被保険者数				
			7割(6・5割)	5割(4・3割)	2割	計	7割(6・5割)	5割(4・3割)	2割	計	
全被 保分	世帯	人	特定(継続)世帯以外								
			特定世帯								
			特定継続世帯								
退職分 (再掲)	世帯	人	特定(継続)世帯以外								
			特定世帯								
			特定継続世帯								

※各欄については、全被保険者分、退職分とそれぞれに対応しています。

※軽減世帯数については、算出基礎表の特定(継続)世帯以外、特定世帯、特定継続世帯の合算額と合致する。

○ 市町村事務処理標準システムにより出力される算出基礎表（参考④）

令和5年度 保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表（医療分）

被保険者の別	世帯数	被保険者数	賦課期日における世帯数及び被保険者数										応益割合 %	
			左のうち 保険税 軽減対象者数										一般被保険者	
			世帯数				被保険者数				当年度		軽減割合区分	
特定(継続)世帯以外	7割	5割	2割	計	7割	5割	2割	計						
全被保分	2,516	世帯	4,246	人	722	350	275	1,347	1,031	747	609	2,387		
					特定(継続)世帯	62	59	39	160					
					特定継続世帯	14	9	4	27					
退職分(再掲)	1	世帯	2	人	0	0	0	0	0	0	0	0		
					特定(継続)世帯以外	0	0	0	0					
					特定世帯	0	0	0	0					
					特定継続世帯	0	0	0	0					
非自発的失業分(再掲)	全被保分				特定(継続)世帯以外	6	5	2	13	9	12	2	23	
					特定世帯	0	0	0	0					
	退職分					特定(継続)世帯以外	0	0	0	0	0	0	0	
						特定世帯	0	0	0	0				
					特定継続世帯	0	0	0	0					

被保険者の別	保険税 算定額				
	均等割額(軽減前)	平等割額(軽減前)	所得割額	資産割額	賦課限度超過額
全被保分	118,038,800	67,130,000	212,783,291	17,564,498	25,695,840
退職分(再掲)	55,600	28,000	115,279	4,496	0

保険税別	当年度1人(1世帯)当たり軽減基準額	被保険者均等割額・世帯別平等割額基準単価算出基礎表					
		軽減基準額に基準軽減率を乗じて得た額			条例に定める額		
		7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
均等割額	27,800	19,460	13,900	5,560	19,460	13,900	5,560
平等割額(特定(継続)世帯以外)	28,000	19,600	14,000	5,600	19,600	14,000	5,600
平等割額(特定世帯)	14,000	9,800	7,000	2,800	9,800	7,000	2,800
平等割額(特定継続世帯)	21,000	14,700	10,500	4,200	14,700	10,500	4,200

被保険者の別	保険税 算定額												軽減基準額 合計
	7割 軽減基準額				5割 軽減基準額				2割 軽減基準額				
	被保険者均等割額	世帯別平等割額(特定(継続)世帯以外)	世帯別平等割額(特定世帯)	世帯別平等割額(特定継続世帯)	被保険者均等割額	世帯別平等割額(特定(継続)世帯以外)	世帯別平等割額(特定世帯)	世帯別平等割額(特定継続世帯)	被保険者均等割額	世帯別平等割額(特定(継続)世帯以外)	世帯別平等割額(特定世帯)	世帯別平等割額(特定継続世帯)	
全被保分	20,063,260	14,151,200	607,600	205,800	10,383,300	4,900,000	413,000	94,500	3,386,040	1,540,000	109,200	16,800	55,870,700
	小計				小計				小計				
退職分(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計				小計				小計				
非自発	全被保分	175,140	117,600	0	166,800	70,000	0	0	11,120	11,200	0	0	551,860
		小計				小計				小計			
退職分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計				小計				小計				

※上記は医療分で、後期高齢者支援分、介護分が他に出力される。

○ 会計検査院からの指摘内容を踏まえた留意事項（参考⑤）

様式第2-1号 令和〇〇年度 保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表 (医療分)

当年度10月31日までに把握した保険料(税)賦課期日における世帯数・被保険者数について記入してください。

賦課状況調査によれば、全市町村が7・5・2割軽減を採用しているため、ここは「1」を入力します。

当年度10月31日における(←改正部分)、世帯年度超過額除前及び軽減前の各数値を入力します。※ 均等割額(軽減前)は均等割額×全被保険者の人数となります。

記載のとおり、(未就学児均等割軽減反映前の)賦課限度超過額を入力します。

これらの数値から、様式2-4号の(医療分)の《当年度一般分保険料(税)算出額(#018)》が算出されます。

様式2-1~2-3号において、次の式が成立することを確認してください。
 ①×②=③ (全被保険分又は過剰分)
 ②×⑤>⑥ (全被保険分又は過剰分)
 (特定世帯、特定継続世帯が含まれる場合)
 ②×⑤=⑥ (特定世帯、特定継続世帯)

①均等割額 ⇒ 当該年度の均等割額を記載します。
 ②平等割額(特定(継続)世帯以外) ⇒ 当該年度の平等割額(通常の世帯分)を記載します。
 ③平等割額(特定世帯) ⇒ 当該年度の特定世帯に係る平等割額(1/2減額後の平等割額)
 ④平等割額(特定継続世帯) ⇒ 当該年度の特定継続世帯に係る平等割額(1/4減額後の平等割額)

【平等割額計算の留意点】※様式2-2号においても同様に成立するか確認してください。
 全被保険分の「平等割額(軽減前)」(上記①#057)
 = (「平等割額(特定(継続)世帯以外)」×特定(継続)世帯以外の世帯数) + (「平等割額(特定世帯)」×特定世帯の世帯数) + (「平等割額(特定継続世帯)」×特定継続世帯の世帯数)
 (上記①#081) (道様式3のB欄) (上記#081A) (道様式3のC欄) (上記#081B) (道様式3のD欄)
 各区区分ごとの世帯数の合計(道様式3のB+C+D) = 全被保険世帯数(#011)となることを確認してください(#011は道様式3の全被保険世帯数Aと一致します)。

○ 平等割額確認のための軽減前世帯数内訳報告（参考⑥）

道様式3

令和5年度 基盤安定負担金 平等割額(軽減前)世帯数等調査票

(基礎課税分・後期高齢者支援金等賦課分)

平等割額(軽減前)に係る世帯数内訳					保険者番号	保険者名
全被保険世帯数	特定(継続)世帯以外	特定世帯	特定継続世帯	軽減合計		
	A	B	C	D		
						(世帯)